このガイドラインは、文部科学省や愛知県から示されるガイドラインをもとに、大学と学生とが意 見交換をして作成したものです。新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況や活動を進めていくう えで必要となった場合には随時見直しを行います。

すでに報道等によりご承知のとおり、新型コロナウイルス感染症について、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(感染症法)上の位置づけが令和5年5月8日より2類相当から5類感染症へ移行することを受け、課外活動ガイドラインを下記のとおり定めます。大学から発せられる通知や本ガイドラインによる感染対策を日々確認し、より安全・安心に課外活動を続けていけるようにしてください。

方 針

- (1) 安全、健康、学業を最優先とすること。
 - ※原則として、このガイドラインは、大学から行うその他の通知に優先しない。学生生活等について、このガイドラインと異なる部分があった場合はそちらに従うこと。
- (2) このガイドラインを遵守・徹底すること。
 - ※競技団体等のガイドラインがある場合は、当該ガイドラインも遵守すること。
- (3) 参加にあたっては、できるだけ保護者等の了解を得ること。
- (4) 参加を強制しないこと。また、不参加の者に不利益がないようにすること。

上記の事項に違反した場合は、活動停止などの措置を行います。

1. 活動計画書の作成

- (1) 活動を計画する前に、このガイドラインや、所属する競技団体・連盟等のガイドライン・通知等 を参加予定者全員で確認すること。
- (2) 各クラブ・サークルの代表者は、活動の全容を把握することとし、様式は問わないが各自活動の 日時、場所、参加者等の記録(活動計画書)を作成し管理することを義務付ける。ただし、毎回の 提出は要しない。(各クラブ・サークル内で新型コロナウイルス感染症の陽性者が発生した場合な ど、必要に応じて提示を求めます。)

2. 活動前の注意事項

(1) 参加者の体調を確認する。

※体調の情報について。

各団体の代表者は、体調の確認を行う際に、体温などの具体的な情報までを収集する必要はないと考えています(ただし、利用施設や活動内容により必要な場合も有り得ます)。

(2) 新歓などで体験活動、見学などを行う場合も、参加者は上記の事項を始めとしたこのガイドラインに従うこと。

3. 活動中の注意事項

- (1) 活動状況の確認・把握のため、グループや組ごとのリーダーが、ガイドラインや活動計画書どおりに活動が出来ているかを確認し、各クラブ・サークルの代表者に報告すること。
- (2) 活動に実際に参加した者全員を把握すること。
- (3) 適宜、手洗い・手指消毒等の感染対策を行うこと。
- (4) 換気のため、原則として常時窓は開放すること。楽器演奏など窓の常時開放が難しい場合は、30分に一度5分以上換気の時間を設けること(タイマーなどを利用し確実に行うこと)。
- (5) マスクの着用は個人の主体的な判断を尊重すること。ただし、屋内等において近距離 (1~2メートル) で会話を行う場合など、状況に応じたマスクの着用を推奨する。
- (6) 学外施設利用にあたっては、施設管理者の示す基準に従うこと。

4. 活動終了後の注意事項

(1) 活動終了の翌日から起算し2日以内に新型コロナウイルス感染症の陽性者が発生した場合は、直ちに大学(学生課及び所属の学部事務室)に連絡し、課外活動に参加していたことを伝えること。また、各クラブ・サークル内での感染拡大を防ぐため、陽性者との接触が濃厚であったと考えられる参加者には、当面の間健康観察に特に留意し、体調により病院の受診や検査を受けるよう代表者は指導すること。

5. その他

- (1) 学外の者が参加する場合(指導員や他大学の学生など)には、全参加者は、本学のガイドラインおよび学外の者が所属する団体等のガイドラインの両方を遵守すること。
 - ※他大学のガイドラインが見当たらない場合は、必ず所属組織(大学等)に確認を行うこと。
- (2)合宿の実施については「合宿時の遵守事項」を確認のこと。
- (3)実施できない場合を考慮して予定を立てること。感染状況の悪化等により、計画した活動が実施できない場合の施設のキャンセル料支払いについては、キャンセル期限等を施設に予め確認しておくこと。大学がキャンセル料を支援することはできない。
- (4) 部室や活動場所は整理整頓すること。活動に不要なものを保管しないこと。 ※利用は 9:00 から 21:00 までとする (この時間以外は建物を施錠)。
- (5) 本ガイドラインは必要に応じて随時更新されますので、学務情報システム等による案内に注意すること。